

転入・転出される方へ



～引っ越したときの投票は？～

転入や転出の届出をすると、投票する場所が変わりますが、届出してすぐには変わる訳ではありません。下の表を参考に、どこで投票ができるかをご確認のうえ、投票に行きましょう。

～ 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票日は10月22日(日)です ～

期日前投票期間:10月11日(水)～10月21日(土)

引っ越しの種類	あなたの届出日	投票日に投票する場所は	備考
(ア) 久留米市内間で転居 〔久留米市から 久留米市へ〕	平成29年9月22日まで	届出後の 久留米市の投票所	* 入場券を ご確認ください
	平成29年9月23日以降	届出前の 久留米市の投票所	* 入場券を ご確認ください
(イ) 久留米市へ転入 〔久留米市外から 久留米市内へ〕	本市への転入の届出をした日が 平成29年7月10日以降	届出前の 市区町村の投票所	* 不在者投票制度(裏面) が利用できます。詳しくは 転入前の市区町村選挙管 理委員会事務局にお尋ね ください。
(ウ) 久留米市から転出 〔久留米市内から 久留米市外へ〕	転出先の窓口へ転入の届出をした日が 平成29年7月10日以降	久留米市の投票所	* 入場券を ご確認ください * 不在者投票制度(裏面) が利用できます。詳しくは 久留米市選挙管理委員会 事務局にお尋ねください。

【注意】

- (1) 上の表の(ア)または(ウ)の久留米市の投票所で投票できる方は、久留米市選挙管理委員会から「投票所入場券」をお送りします。また、久留米市にて期日前投票も可能です。(期日前投票の場所や時間などは入場券をご確認ください。) なお、(イ)の転入前の市区町村の投票所で投票となる方は、その市区町村から案内が送られてきますので、そちらをご確認ください。
- (2) 不在者投票制度(裏面)を利用する場合は、手続きなどで時間がかかりますので、早めの手続きをお願いします。
- (3) 上の表の内容はあくまで一般的な場合です。短期間での転出・転入がある場合や遡っての転出の届出がある場合などは、例外的な場合もありますのでご注意ください。なお、ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

久留米市選挙管理委員会事務局電話 0942(30)9238